



令和8年1月28日  
近畿運輸局自動車監査指導部  
(貨物担当)

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月28日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
兵庫	有野	3両×20日	京都	久美浜	2両×46日
兵庫	佐津	1両×25日	京都	岩ヶ鼻	2両×55日
兵庫	八田	1両×49日	滋賀	高月	1両×45日
兵庫	淡河	1両×49日	和歌山	富貴	1両×22日
京都	日吉	1両×20日	和歌山	三尾川	1両×28日

#### 3. 処分日

令和8年1月28日（水）

##### 【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448